

(仮称) えんがる町民センターの使用料について

1 使用料算定の基本

(仮称) えんがる町民センターの使用料については、管理運営方針(素案)に既定する「使用料金設定の考え方」を基本とします。

○(仮称) えんがる町民センター管理運営方針案抜粋

(ア) 使用料金設定の考え方

施設の使用料金は、受益者負担の原則から、施設の維持管理にかかる経費に見合う適正な負担を求めるため、使用料金の原価は、施設等の維持管理や運営のために要する人件費や物件費などの費用を考慮するとともに、受益者負担割合については50%として算出します。

また、町内の公共施設やオホーツク管内における類似施設の使用料金との均衡について十分考慮します。

(イ) 使用区分

貸出しの対象となる諸室全てを時間単位とします。

2 算定に係る留意事項

(1) 原価の対象(受益者が負担すべき経費)

サービスの提供に際し、直接関係する経費とする。

項 目		主 な 例 示
人 件 費	報 酬	施設の維持管理や貸出業務など、サービスに直結する部分の人件費(共済費等含)
	賃 金	
需 用 費	消 耗 品 費	供用部分の消耗品など
	燃 料 費	供用部分の暖房費など
	印 刷 製 本 費	利用者案内用パンフの印刷費など
	光 熱 水 費	供用部分の電気・水道・燃料代など
委 託 料	供用部分の清掃や施設の維持管理等委託料など	
そ の 他 経 費	その他、受益者が負担すべき経費	

(2) 暖房料

暖房料は、町内公共施設の使用料との整合性を図るため、規定料金の5割増の額とし、10円未満の端数が生じたときは、10円未満を切り上げる。

※冷房料についても、同様とする。

(3) 超過料金

超過料金は、超過した1時間(1時間未満は、1時間とみなす。)の使用料とする。

(4) 営利目的等

入場料を徴し、又は物品等の販売、その他これらに類する目的のため使用する場合の使用料は、規定使用料の10割増の額を徴収する。

(5) 端数処理

使用料の算定において、100円未満の端数は整理することとし、10円単位が50円を超えた場合は切り上げ、50円を下回った場合は切捨てる。50円丁度の場合は、状況により50円丁度とする場合がある。

(6) 行政財産の貸付

事務室2及び厨房を貸付する場合の貸付料は、遠軽町行政財産使用料徴収条例の規定により計算する。

○遠軽町行政財産使用料徴収条例抜粋

(加算料金)

第4条 町長は、行政財産を使用させる場合において当該使用に関し、次に掲げる費用をその使用者に負担させることが相当であるときは、当該費用の額をその使用料の額に加算することができる。

- (1) 水道又はガス料金
- (2) 冷暖房に要する経費
- (3) 清掃に要する経費
- (4) 火災保険料
- (5) その他町長が必要と認めた額

別表第1(第2条関係)

使用料算定基準(年額)

建物	当該建物の台帳価格×9/100…建物使用料
----	-----------------------

(7) その他

使用料算定に当たっては、基本・実施設計内容に応じて、室面積や年間維持管理費が変更となる場合があり、また、施設管理に必要な職員の人件費によっても使用料原価が変動するため、実施設計終了時において、備品使用料を含め、最終的な使用料を算出する。

3 算定資料

- (1) (仮称) えんがる町民センター貸出諸室(資料①)
- (2) (仮称) えんがる町民センター年間維持管理費(施設全体の原価)素案(資料②)
- (3) (仮称) えんがる町民センター使用料算定シート(資料③)
- (4) (仮称) えんがる町民センター使用料素案(資料④)
- (5) 他自治体文化ホールとの比較(資料⑤)

4 検討事項

- (1) 貸出諸室は適正か。
- (2) 町内の公共施設やオホーツク管内における類似施設の使用料金との均衡が図られているか。
- (3) 大ホール及び小ホールについては、土日祝日を別料金としたり、舞台装置(照明・音響等)込みなどの料金設定をするか。
- (4) 全日及び全館貸付の料金設定をするか。など